

新Y・Y NET利用ガイドライン

第1章 総則

(目的)

第1条 新Y・Y NET利用ガイドラインは、横浜市新教育情報ネットワーク運用管理要綱（以下「要綱」という。）に基づき、横浜市新教育情報ネットワーク（以下「新Y・Y NET」という。）の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、要綱に定めのあるもののほか次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び教育委員会事務局の各課等、新Y・Y NETのすべての接続拠点をいう。
- (2) ネットワーク機器 ルータ、スイッチ、ハブ、無線LANアクセスポイント、その他これらに類する通信に必要な機器をいう。
- (3) 周辺装置 プリンタ、ディスプレイ、外部記憶装置その他これらに類する端末機及びサーバ類に接続して使用する装置をいう。
- (4) パスワード IDと組み合わせて入力することで、利用者権限を有しているか確認するための文字列をいう。
- (5) ソフトウェア システムプログラム、ミドルウェア、アプリケーションプログラムをいう。
- (6) ネットワーク管理責任者 要綱第3条で定める、新Y・Y NETの運用及び管理とその統括を行う主管課の長をいう。
- (7) 学校等管理責任者 要綱第6条で定める、学校内等ネットワークの運用及び管理を行う学校長又は課長をいう。
- (8) 無線LANアクセスポイント 無線LAN接続機能を備えた機器を、LANに接続するための装置をいう。

(利用に関する禁止事項)

第3条 利用者は、新Y・Y NETを利用するにあたり、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗及び法令等に反する行為
- (2) 著作権、肖像権、知的所有権等の権利を侵害する行為
- (3) 個人情報または職務上知りえた非開示情報等の漏えいにつながる行為
- (4) 他人を誹謗、中傷その他差別につながる行為
- (5) その他ネットワーク管理責任者及び学校等管理責任者が不適切と判断する行為

(利用の停止)

第4条 次の各号の項目にあたる場合は、ネットワーク管理責任者は調査を実施し、事実関係の把握を行わなければならない。違法な行為等が確認された場合は、ネットワ

ーク管理責任者は、当該利用者の新Y・Y NETの利用の停止や禁止等、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 不正アクセス等不適切な行為の実施
- (2) 職務・授業等以外への利用といった目的外利用
- (3) その他ネットワーク管理責任者が不適切と判断した行為

第2章 接続

(接続申請)

第5条 教育委員会事務局が所管する学校については申請を要しない。学校の新設、または廃止等が行われた場合、ネットワーク管理責任者が学校等管理責任者と協議の上、新Y・Y NETへの接続及び廃止を行うものとする。学校以外が新Y・Y NETに接続し利用する手続きは、次の各号のとおりとする。

- (1) 申請者は、第2号様式により事前にネットワーク管理責任者と協議し、その承認を得なければならない。
- (2) 申請者は協議内容に従い、回線・物品の調達を行うとともに、接続回線の種別、工事方法、回線費用等について調整を行う。なお必要な費用は原則として、申請者が負担するものとする。
- (3) ネットワーク管理責任者は、申請内容に問題がなければ、通信機器の設定等の必要な作業を行うものとする。

2 学校以外が新Y・Y NETへの接続を廃止する場合には、学校等管理責任者は廃止予定日の4週間前までに、第3号様式により届け出るものとする。

(ネットワーク等との接続)

第6条 新Y・Y NETにおけるインターネットとの接続は、ネットワーク管理責任者が行うものとし、学校等管理責任者はネットワーク管理責任者が行う接続以外の方法でインターネットに接続してはならない。

2 前項にかかわらず、学校等管理責任者が独自に回線等を用い、インターネット等に接続する場合は、第4号様式により事前にネットワーク管理責任者に協議し、その承認を得なければならない。

3 学校等管理責任者は、第2項により承認されたネットワークなど新Y・Y NET以外のネットワークと新Y・Y NETを相互接続してはならない。

4 学校等管理責任者は、第2項により承認された回線等を廃止する場合には、廃止予定日までに、第5号様式により届け出るものとする。

(他サーバ及び他プロバイダの利用の禁止)

第7条 次の各号の条件のいずれかに該当し、学校等が他サーバ及び他プロバイダを利用する場合は、第4号様式により事前にネットワーク管理責任者に協議し、その承認を得なければならない。

- (1) 新Y・Y NETでは、実現できない機能を必要とする場合。
- (2) 事業の枠組みとして、特定のドメインやネットワークを利用することが条件となっている場合。

学校等管理責任者は、前項により承認された他サーバ及び他プロバイダの利用を廃止す

る場合には、廃止予定日までに、第5号様式により届け出るものとする。

(端末機の接続条件)

第8条 新Y・Y NETに接続する端末機は次の各号の条件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 本市の資産である端末機又は正規の手続きで調達された端末機であること。ただし、再利用の場合は、あらかじめ初期化を行った端末機であること。
- (2) 第9条に定めるソフトウェアの導入基準を満たしていること。
- (3) ネットワーク管理責任者が認めたもの。

(ソフトウェアの導入基準)

第9条 端末機で使用するソフトウェアは、ネットワーク管理責任者が整備したソフトウェアに準ずる。

2 必要に応じてマルウェア対策ソフトウェアをインストールし、その場合は最新のものを導入すること。なお、定義ファイルについては常に最新のものに更新しなければならない。また、使用期限が切れた場合には、適切に更新しなければならない。

3 導入を禁止するソフトウェアは次の各号のとおりとする。

- (1) 不正プログラム (マルウェア)
- (2) SoftEther 等、VPN を構築できるソフトウェア
- (3) Wireshark 等、パケットキャプチャを行うソフトウェア
- (4) その他ネットワーク管理責任者が別途指定するソフトウェア

4 学校等管理責任者は、ソフトウェアを適正に管理するとともに、利用者に対し著作権法及び使用許諾契約等関係法令を遵守するよう徹底するものとする。

(接続方法)

第10条 基幹ネットワークへの接続は、ネットワーク管理責任者が指定した光回線による接続のみとする。

(サーバの接続と運用)

第11条 学校等管理責任者は、独自に新Y・Y NETに接続するサーバを設置し運用しようとするときは、第6号様式により事前にネットワーク管理責任者に設置目的等について協議し、その承認を得なければならない。

- 2 ネットワーク管理責任者が設置するサーバについては、その限りではない。
- 3 学校等管理責任者が独自に設置するサーバの接続にあたっては、ネットワーク管理責任者が接続に必要な条件を付することができる。
- 4 学校等管理責任者は、サーバの管理・運用に際し、必要な事項を定めその運用にあたりるとともに、データの保護について必要な措置を講じなければならない。
- 5 学校等管理責任者は、第1項により承認されたサーバの接続を廃止する場合には、第7号様式により届け出るものとする。

第3章 セキュリティ対策

(セキュリティ対策)

第12条 ネットワーク管理責任者及び学校等管理責任者は、それぞれが行うセキュリティ対策について適宜見直しを行い、情報技術の進展等に対応した適切な措置を講ずるもの

とする。

2 ネットワーク管理責任者は、次の各号を実施するものとする。

- (1) 総括的なセキュリティ対策の実施
- (2) 運用状況の監視及び障害の早期発見
- (3) 障害状況の把握及び迅速な復旧
- (4) 障害時の連絡体制の整備
- (5) セキュリティ対策上必要な措置の学校への指導

3 ネットワーク管理補助者、ネットワーク実務者及び学校等管理責任者は、ネットワーク管理責任者と連携しセキュリティ対策を実施するとともに、ネットワーク管理責任者の指示に従わなければならない。

4 学校等管理責任者は利用者に対し、不正アクセス対策、マルウェア対策、データ管理等のセキュリティ対策について、ネットワーク管理責任者が別途定める事項に従い、適切な指導を行うものとする。

(不正アクセス対策)

第13条 ネットワーク管理責任者は、不正アクセスを防止するため次の各号を実施するものとする。

- (1) 不正アクセスの防止を目的とする機器の設置
- (2) ネットワークの監視
- (3) システム構成情報の管理

2 学校等管理責任者は、利用者が異動等により専用で使用している端末機を使用しなくなるときは、その端末機のデータ及び個人用設定の初期化等について、適切な措置を講じなければならない。

(マルウェア対策)

第14条 ネットワーク管理責任者は、ネットワークを通じたマルウェアの外部からの侵入及び内部からの拡散を検知し、侵入及び拡散を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 学校等管理責任者は、マルウェアの感染を防止するため、次の各号を実施しなければならない。

- (1) 必要に応じて、端末機にマルウェア対策を実施すること。マルウェア対策ソフトウェアを導入する場合は、定義ファイルを常に最新のバージョンに更新できるように適切に設定すること。
- (2) OS、ブラウザをはじめとするソフトウェアには、セキュリティパッチをあて、適切な状態で使用すること。

3 学校等管理責任者は、管理している端末機等がマルウェアに感染したときは、直ちに感染した端末機等を新Y・Y NETから切り離し、使用を停止しなければならない。

4 学校等管理責任者は、マルウェアに感染した端末機等についてネットワーク管理責任者に速やかに報告し、第12号様式を提出しなければならない。

(データの管理)

第15条 ネットワーク管理責任者及び学校等管理責任者は、それぞれが管理する端末機等の廃棄又はリース期間の終了による返却にあたっては、データの漏えい防止のために必

要な措置を講じなければならない。

(障害時の対応)

第16条 学校等管理責任者は、ネットワーク上で障害を発見した場合には、速やかにネットワーク管理責任者に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けたネットワーク管理責任者は、学校等管理責任者とともに障害の状況を把握し、速やかに障害の復旧作業にあたらなければならない。

3 ネットワーク管理責任者は、障害の再発に備えた措置を行うとともに、必要に応じ学校等管理責任者に必要な改善措置を命じることができる。

第6章 サービスの提供

(サービスの提供)

第17条 ネットワーク管理責任者は、新Y・Y N E Tで次の各号に定める基本的なサービスを必要に応じて実施するものとする。

(1) インターネット接続 新Y・Y N E Tを通じてインターネットに接続するサービス。

(2) Webページ 学校等のWebページを開設、公開できるサービス。

(3) その他ネットワーク管理責任者が適切であると認め、提供するサービス。

(Webページの開設)

第18条 すべての学校は、学校・家庭・地域の連携を目的として新Y・Y N E TにWebページを**適宜**開設するものとする。

2 学校の新設、統廃合等によるWebページの開設、閉鎖等はネットワーク管理責任者と該当校との調整により、速やかに行う。

3 課、教育課程研究委員会、各種研究会等が新たにWebページを開設する場合は、第13号様式により事前にネットワーク管理責任者に申請し、その承認を得なければならない。

4 ネットワーク管理責任者は前項の申請に基づき、Webページの開設に必要な設定を行うものとする。

5 開設にあたっては、保護者・地域等からの問い合わせ先として所在地、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを明記しなければならない。

6 課、教育課程研究委員会、各種研究会等がWebページを閉鎖する場合には、閉鎖予定日の1週間前までに、第14号様式により届け出るものとする。

(Webページの更新方法)

第19条 Webページの更新は、原則として学校等からのファイル転送、またはCMS (Contents Management System) を利用して行うものとする。

(Webページ更新担当者の選任)

第20条 学校等管理責任者は、教職員の中からWebページ更新を担当する者を一人以上定めるものとする。

2 Webページ更新にあたっては、事前に学校等管理責任者が内容を確認した上で行うものとする。

3 研究会等の場合は、代表者が管理責任者として全体を掌握するものとし、更新については、Webページ更新担当者の所属校で行うものとする。

(Webページによる情報公開)

第21条 学校等管理責任者は学校等の情報公開を積極的に行うため、Webページの更新を定期的に行うものとする。

- 2 Webページの作成、更新等は、横浜市のWebページ作成基準に準じて行うものとする。
(メールアドレス付与基準)

第4章 学校等管理責任者が提供するサービス

(学校等管理責任者が提供するサービス)

第22条 学校等管理責任者が新Y・Y NET上でサービスの提供を行う、または新Y・Y NETを利用して外部サービスを利用する場合は第15号様式により事前にネットワーク管理責任者にサービス内容や提供範囲等について協議し、その承認を得なければならない。なお、提供するサービスは新Y・Y NETの運用に支障をきたしてはならない。ただし、ネットワーク管理責任者が協議不要と認めたものについてはこの限りではない。

- 2 提供できるサービスの目的は、次の各号のいずれかを満たすものとする。
 - (1) サービス提供により情報の共有化や教育業務の効率化等が図られること
 - (2) ネットワーク管理責任者が不相当と認めたものでないこと
- 3 サービスを提供する学校等管理責任者は、提供するサービス内容に秘匿性がある場合等で、新Y・Y NETで確保されているネットワークの安全基準以上のものが必要となる場合には、独自に安全性を確保する等必要な措置を講じなければならない。
(サービスの運用)

第23条 サービスの運用は、サービスを提供する学校等管理責任者が行うものとする。

- 2 サービスの運用責任者は、学校等管理責任者とする。
- 3 サービスの運用責任者は、サービスの運用にあたっては、サービス内容等を記した運用マニュアルを作成するものとする。
- 4 サービスの運用責任者は、サービスの運用にあたっては、ネットワーク管理責任者と十分に調整を図り、ネットワーク管理責任者の指示に従わなければならない。
(サービスの廃止)

第24条 サービスを廃止する場合には、サービスの運用責任者は、廃止予定日の4週間前までに、第16号様式により届け出るものとする。

第5章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

- 第25条 原則として、個人情報を端末機に保存しないものとする。やむを得ず個人情報を取扱う場合は、要綱第28条に定めるほか、横浜市立学校における個人情報の取扱いに関するガイドに基づいて行うこと。
 - 2 教育活動上個人情報を取り扱う場合は、横浜市個人情報保護審議会により承認を得たクラウドサービス内で、別途定めた個人情報の利用範囲内で取扱いを可能とする。
 - 3 新Y・Y NET以外のサーバによって学校等が本市に関する情報の公開を行うことは禁止する。

第6章 無線LANの利用

(接続)

第26条 新Y・Y NETへの接続は原則無線とし、やむを得ず有線接続する必要がある場合は事前にネットワーク管理責任者と協議すること。接続する端末機については原則本市資産のみとし、それ以外の端末機を接続する場合はネットワーク管理責任者または事業所管課の指示に従うこと。

第27条 端末機の新Y・Y NETへの無線接続は、次の各号をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 無線LANアクセスポイント（以下「AP」という）の通信において、端末機とAPの通信は、WPA2（AES）等、最新の暗号化技術を使用すること。
- (2) 必要に応じてAPにMACアドレス等によるフィルタリングを設定し、接続する端末機を限定すること。
- (3) 使用する無線LANの規格は、米国電気電子学会(IEEE)が定めたIEEE802.11g以降とすること。
- (4) APは電波出力強度手動調整機能を有するものとし、電波が学校敷地外に伝わらないよう、電波の伝搬範囲の適切な設定を行うこと。また、APは、可能な限り、窓、外壁付近等に設置しないこと。
- (5) APの管理者パスワードは初期設定のまま使用せず、ネットワーク管理責任者が適切に管理すること。
- (6) ネットワーク管理責任者はAPのログの収集・保存を行うこと。
- (7) 無線を利用した端末機の通信は、テザリングによる接続を禁止し、指定されたAPを経由すること。
- (8) APを増設する場合は、事前にネットワーク管理責任者と協議し、その承認を得なければならない。
- (9) ネットワーク管理責任者は、学校等が発災時の地域防災拠点になった際に新Y・Y NETを避難者等の通信回線として提供することができるものとする。